

亀岡市バレーボール協会会則

改正 昭和52年4月16日
昭和53年4月11日
昭和56年4月23日
平成元年4月5日
平成3年3月22日
平成11年3月20日
平成13年3月4日
平成15年3月9日
平成18年3月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、亀岡市バレーボール協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、亀岡市内におけるバレーボール競技の普及発展と組織団体相互の親睦、連絡、協調並びに技術の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、亀岡市内の実業団、一般社会人、家庭婦人、各地域のバレーボールチーム及び亀岡市を主な活動拠点として、市内に在住在勤の者を主体に構成するバレーボールチームをもって組織する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、事務局長宅におく。

第2章 事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業)

第6条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) バレーボール競技大会の開催及び主管並びに後援

- (2) バレーボールに関する競技規則、審判に関する研修
- (3) バレーボールに関する講習会の開催
- (4) バレーボール競技の育成強化に関する事業
- (5) その多目的達成に必要な一切の事業

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2名
- (8) 事務局長 1名
- (9) 事務局次長 1名
- (10) 会 計 1名

2 前項の役員の他に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。欠員が生じた時は速やかにその補充をする。この場合の任期は前任者の残任期間とする。なお、新任者が決定するまでの間は、前任者がその任にあたるものとする。

ただし、名誉会長、顧問、参与の任期は、これを定めない。

(会長、副会長、名誉会長、顧問、参与の選出等)

第9条 会長、副会長は、理事会で選出する。

2 名誉会長、顧問、参与は、常任理事会で推薦し理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会長、副会長、名誉会長、顧問、参与の職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

- 3 名誉会長、顧問は、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、理事会の諮問に応じ、本会の発展に協力するものとする。

(理事の委嘱)

第11条 理事は、登録チームの構成員及び本会の運営に適切な経験者の中から、
常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(理事長、副理事長の選出及び職務)

第12条 理事長、副理事長は、理事会で選出する。理事長は本会の常務を統括し、副理事長はこれを補佐する。

(常任理事の選出)

第13条 常任理事は、理事の中から若干名を選出し、本会の常務を執行する。

(事務局長、事務局次長、会計)

第14条 事務局長、事務局次長、会計は、理事会で選出し、本会の庶務会計をつかさどる。

(監事)

第15条 監事は、登録者の中から選出し、会計を監査する。

第4章 会議

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、本会の重要方針を協議決定するため会長が招集する。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成し、本会の常務を執行するため会長が招集する。

- 2 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(代表者会議)

第18条 本会の円滑な運営を図るため、適宜登録チーム代表者会議を開催する。

第5章 専門委員会

(専門部)

第19条 本会は、次の専門委員会を置く。各理事は、いずれかの専門部に所属する。

- 総務委員会 若干名
- 競技委員会 若干名
- 審判委員会 若干名
- 強化委員会 若干名
- 指導普及委員会 若干名
- 家庭婦人委員会 若干名
- ソフトバレー委員会 若干名

第6章 登録

(加盟)

第20条 本会に加盟しようとするものは登録しなければならない。

(二重登録)

第21条 本会の登録に際し、異種別の2チーム以上にわたり重複登録することができる。ただし、重複登録選手については、同一大会における重複エントリーは認めないものとする。

第7章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、各チームの登録料、大会参加料、補助金、寄付金と雑収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まって翌年3月31日に終わる。

(予算、決算)

第24条 本会の予算、決算は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本会の会則変更は、理事会で3分の2以上の同意を必要とする。
- 2 本会則は、昭和37年5月1日より施行する。